

令和5年度川西町住宅建設支援事業の概要

受付開始日 令和5年4月17日（月）から

1. 目的

住宅の質の向上及び住宅投資の波及効果による経済の活性化を図るとともに、人口減少対策及び空き家対策と融合した住まいづくりを推進するため、住宅の建築等工事、空き家利活用工事又はリフォーム等工事を行う者に対して、予算の範囲内で交付するものです。

2. 交付対象者・・・次のすべてに該当する方

(1) 建築等工事、空き家利活用工事、リフォーム等工事のいずれかを行う方

- ・建築等工事（町補助）・・・町内業者と契約し行う住宅のリフォーム等工事
- ・空き家利活用工事（町補助）・・・町空き家情報登録制度に登録された住宅を取得し町内業者と契約し行うリフォーム等工事
- ・リフォーム等工事（町と県補助）・・・県が定める要件工事に該当し、県内業者と契約し行う住宅のリフォーム等工事

※県が定める要件工事は、令和5年度川西町工事基準点算出表（様式第2号）においてリフォーム等工事に要する費用が50万円

以上の場合は10点以上となる工事（リフォーム等工事に要する費用が50万円未満の場合は5点以上の工事）

(2) 他の制度による補助金等を含まない工事費総額10万円以上の工事を行う方

(3) 川西町に住所を有する方（川西町に転入し居住する予定の方を含む。）

(4) 令和6年2月15日（木）までに工事が完成し実績報告により報告できる方

(5) 補助金の交付決定後に工事請負契約を締結する方

(6) 市町村税に滞納がない方

3. 補助金の額・・・交付する補助金の額は、次のいずれか

(1) 建築等工事（町補助）・・・工事費の5分の1（上限額10万円） 置賜産木材を3㎡以上使用する場合は、上限額20万円

(2) 空き家利活用工事（町補助）・・・工事費の5分の1（上限額30万円）

(3) リフォーム等工事（町と県補助）・・・工事費の5分の1（上限額24万円） 移住・新婚・子育て世帯の場合は、工事費の3分の1（上限額30万円）

4. 補助金の活用例

工事費総額120万円の浴室に係るリフォーム等工事（町と県補助）を行う場合
（県が定める要件は、断熱窓と手すり取付により規定の点数を満たし補助対象）

$$\text{工事費総額 } 120 \text{ 万円} \times \text{補助率 } 1/5 = \text{補助金の額 } 24 \text{ 万円}$$

5. 担当課

川西町 地域整備課 建設管理グループ

電話番号 0238-42-6647（直通）

